

## 小松島競輪選手宿舍給食調理業務に係る仕様書

1. 業 務 名 小松島競輪選手宿舍給食調理業務

### 2. 対 象 施 設

- (1) 名 称 小松島競輪場選手宿舍食堂  
(2) 所 在 地 徳島県小松島市横須町5番57号(小松島競輪場)  
(3) 施設概要

#### ア) 面積

- ① 厨房床面積 94.8 m<sup>2</sup> (内、食品庫 9.00 m<sup>2</sup>、前室 8.9 m<sup>2</sup>、トイレ 1.7 m<sup>2</sup>)  
② 食堂床面積 204.2 m<sup>2</sup>  
③ 休憩室面積 17.2 m<sup>2</sup>

### 3. 営業日数及び参加選手人数

- (1) 営業日数 53日(市営競輪開催日及び前検日を含む)

#### 【内訳】

- ・ F II 開催 18日 + 前検日 6日 = 24日
- ・ F I 開催 18日 + 前検日 6日 = 24日
- ・ G III 開催 4日 + 前検日 1日 = 5日

- (2) 参加選手人数

- ・ F II 80人 + 補充選手※開催により変動する 0~3人程度
- ・ F I 99人 + 補充選手※開催により変動する 0~3人程度
- ・ G III 108人 + 補充選手※開催により変動する 0~5人程度

※平成31年4月1日現在の状況である。制度改正及び日程調整等により、競輪開催日数及び参加選手人数は変動する可能性がある。また、毎開催補充選手がある場合がある。

4. 業務委託期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)

### 5. 業務委託条件等

- (1) 受託者は、委託者(市)の指示に従い、朝食・昼食・夕食等を調理し、選手に供するため給食及び配膳業務を行う。ただし、受託者は受託した業務を第三者に委託(再委託)してはならない。なお、公益財団法人JKA(以下「JKA」という。)職員等についても、希望があれば有償で食事を提供すること。
- (2) 参加選手等に対し、十分なサービスの提供がなされるよう努めるとともに、管理栄養士・調理師・従業員等を適切に配置すること。
- (3) 受託者は、常に料理の研究及び創意工夫に努めるとともに、調理業務に相応しい服装を着用し、厨房環境を常に清潔な状態に保つこと。

- (4) 献立は、1日のカロリー摂取量が4,000kcal以上となるよう作成し、事前に公益財団法人JKA管理委員の承認を得るものとする。
- (5) 受託者は、保健所の指示等に従うとともに、衛生関係法規を遵守し、保健衛生等に十分留意するとともに、食中毒及び伝染病の予防に努めるものとする。
- (6) 受託者は、関係法令に基づき毎食検食を行い、検食簿に記録するとともに、毎月1回従業員の検便を実施することとする。
- (7) 給食時間については、概ね次のとおりとする。
- ①通常開催時
    - 朝食 6:30から 8:30まで
    - 昼食 10:00から14:30まで
    - 夕食 17:00から20:30まで
  - ②モーニング競輪開催時
    - 朝食 5:30から 8:00まで
    - 昼食 10:00から14:00まで
    - 夕食 16:30から20:00まで
- (8) 本業務を行うために必要な厨房設備、食器等については委託者(市)が準備し、無償で受託者に貸与する。ただし、受託者の故意による紛失又は破損等により設備等に不足等が生じたときは、受託者の責によりこれを修理・補充等を行うこととする。また、調理業務に関する消耗品については、受託者の負担とする。
- (9) 前項の厨房設備、食器等の管理に当たっては、善良なる受託者として、これを管理すること。
- (10) 本業務を行うための光熱水費、一般廃棄物の収集運搬処分料金については、委託者(市)が負担するが、指定された場所に適切に分別して搬出すること。
- (11) 選手の健康状態、その他業務上知り得た情報等を第三者に漏洩してはならない。
- (12) 本業務に従事する者は、小松島市営小松島競輪の車券の購入、またはその委託、斡旋をしてはならない。
- (13) 受託者は、本業務に従事している時間内及び競輪場施設内において、スマートフォン等の外部と通信できる機器の使用(電子メールを含む)を禁止する。ただし、業務上必要な食材の注文等のための電話の使用については、公益財団法人JKA管理委員の指定する場所でのみ許可する。
- (14) 受託者は、業務に起因する事故等については、その責任を負うものとする。
- (15) 受託者は、競輪関係法令等を遵守すること。
- (16) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、事前に委託者(市)の承認を得た場合はこの限りではない。
- (17) 受託者は、不測の事態等により、業務の履行が困難であると予測できるときは、速やかに委託者(市)に報告すること。

- (18) 開催日数については、特別記念競輪・災害・雨天等による順延等により、日数の変更が生じる場合がある。
- (19) 契約期間終了後、受託者が設置等をした厨房設備等については、受託者の負担により、速やかに現状復旧すること。ただし、委託者（市）が無償で引き受けることを了承した場合は、この限りではない。

## 6. 委託料見込額

本業務に係る委託料については、選手等に対する給食の料金が定められており、基本的にその料金以外に委託者（市）からの支払いはない。

料金と数量については次のとおり。

なお、給食料金には、材料費、調味料、ガス代、人件費を含むものとし、調理する給食の量に応じた適正な人員配置を行い、業務を遂行するものとする。

朝食 782 円

昼食 690 円

昼食（前検日）572 円

夕食 2,930 円

※上記金額は、1人1食当り消費税及び地方消費税を含まない金額である。

※開催に際しては、前検日から選手が宿泊するため、開催の前日から給食が必要である。